

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集

消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）及び特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）の内容について、平成 27 年 7 月 24 日から平成 27 年 8 月 27 日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定事業所ごとに設置が義務づけられている特定防災施設等のうち、消火用屋外給水施設の配管に関しては、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）の規定により鋼製に限定されていましたが、優れた耐震性、耐腐食性等を有する合成樹脂製の管を使用できるよう同省令を改正しようとするものです。

また、この省令改正に伴い、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和 51 年消防庁告示第 8 号）の一部を改正するものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
 - ・ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）
 - ・ 特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）
- 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成 27 年 8 月 27 日（木）（必着）（郵送についても、募集期間内必着とします。）

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。



（連絡先）
消防庁特殊災害室
担当：宮崎補佐、酒川係長
TEL：03-5253-7528（直通）
FAX：03-5253-7538

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）
- ・ 特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）」及び「特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見は御遠慮願います。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：tokusaishitsu@soumu.go.jp

消防庁特殊災害室あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（２）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁特殊災害室あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャス

トシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、
担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付
してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんの
であらかじめ御了承願います。

(3) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-7538

消防庁特殊災害室あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(4) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(1)
により提出してください。

4 意見提出期限

平成27年8月27日（木）（郵送の場合についても、同日必着）

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口（e-GOV）（「パブリックコメント」欄）
に掲載するほか、消防庁特殊災害室において配布します。

なお、御提出いただいた記載内容は、連絡先を除き、すべて公開される可能性がある
ことを御承知おき願います（匿名希望及び御意見も含めた全体について非公表を希望す
る場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、御意見に対しての個別
回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

6 連絡先窓口

消防庁予防課特殊災害室

担 当：酒川 高志

電 話：03-5253-7528

F A X：03-5253-7538

電子メールアドレス：tokusaishitsu@soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁特殊災害室 へ

郵便番号：〒
(ふりがな)
住 所：
(ふりがな)
氏名(注1)：
電話番号：
電子メールアドレス：

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）等について

平成 27 年 7 月
消防庁特殊災害室

【改正理由】

現在、石油コンビナート地区における消火用屋外給水施設の配管は鋼製のものに限定されているが、合成樹脂製の管は、耐腐食性や耐震性等が鋼製の管に比べて優れており、また、一般の消防用設備（屋外消火栓設備等）としても広く利用されていることから、石油コンビナート等の消火用屋外給水施設の配管においても合成樹脂製の管を使用できるようにするものである。

【内容】

平成 26 年度に「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会」（座長：亀井浅道 元横浜国立大学特任教授）を開催し、消火用屋外給水施設に合成樹脂製の管を使用する場合の課題と対策について検討を行った。

この検討結果を踏まえて、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号。以下「省令」という。）第 10 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号に規定される屋外給水施設の配管に関する基準について、合成樹脂製の管に関する基準を追加するとともに、この省令改正に伴い、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和 51 年消防庁告示第 8 号）の一部を改正するものである。

【施行期日】

公布の日

1 特定防災施設等(消火用屋外給水施設)の現状等について

- 石油コンビナート等の消火用屋外給水施設の配管基準
鋼製のものを原則地上に設置することとされている(石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第10条第1項第2号及び同条第3項第2号)。
- 一般の消防用設備(屋外消火栓設備等)の配管基準
金属製の管又は消防庁長官が定める基準*に適合する合成樹脂製の管を使用することとされている(消防法施行規則第12条第1項第6号)。
*次の試験に合格することが必要(合成樹脂製の管及び管継手の基準)
・漏れ試験・耐圧試験・破壊試験・水撃圧試験・曲げ試験・引張強度試験・押しつぶし試験・衝撃試験・長期静水圧試験・繰り返し温度試験

石油コンビナート等における消火用屋外給水施設の配管の更新や改修の増加が見込まれる中、これまで鋼製のものに限定されていた配管について、合成樹脂配管を使用する場合には、次の課題や留意点等を踏まえる必要がある。

2 消火用屋外給水施設に合成樹脂配管を使用する場合の課題等について

- 合成樹脂配管の特徴
合成樹脂配管は、鋼管と比較して、軽量で柔軟性、耐震性及び耐薬品性に優れており、低コストであるが、熱や紫外線に弱い。
- 合成樹脂配管の課題と対応方法
 - ① 熱影響等: 地表から一定の距離で埋設することにより、火炎、熱伝導及び紫外線による影響を避けることができる。
 - ② 大口径配管の対応: 消防庁長官が定める基準に適合することにより、必要な強度を確保することができる。
 - ③ 埋設配管への様々な荷重(地震動、活荷重及び土圧)の影響: 地表から一定の距離で埋設することにより、荷重による影響を避けることができる。
 - ④ 周囲で油漏れが発生した場合の影響: 化学物質に対し比較的強い耐薬品性を有しており、腐食防止措置や漏水点検措置等は不要である。

3 合成樹脂配管の施工上の留意点について

- 埋設時等の留意点
合成樹脂配管を地中に埋設する場合は、管の埋戻し土圧、車輪荷重、水及び管自重の外力や地震動に対し安全であることを確認することが必要である。また、電気融着により接合されていることを目視及び通水試験により確認する必要がある。配管内部の洗浄を行うことが想定される場合は、それに対応した管路の施工が必要である。
- 鋼管との接続
埋設した合成樹脂配管と地上の鋼管(消火栓やバルブに接続したもの)を接続する際には、次の点に留意する必要がある。
 - ① ピット内接続を行う場合は、ピットには、雨水等の進入を防止できる構造の不燃材料で作った蓋を設けること等が必要である。
 - ② 地中接続を行う場合は、鋼管部分を必要最小限の範囲に限定するとともに腐食防止措置を講ずることが必要である。また、漏水検知装置は不要である。この場合、地表面のしみ出しなどが目視で確認できるようアスファルト舗装等で当該場所を完全にふさがないことに留意する。

4 合成樹脂配管等の定期点検について

合成樹脂配管における埋設部分の定期点検は、放水試験により行う必要がある。また、鋼管における埋設部分は、地上部分への漏水の有無について目視による確認を行う必要がある。

○総務省令第 号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五条第一項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号イ中「鋼製」の下に「又は合成樹脂製」を加え、同号イに次のただし書を加える。

ただし、合成樹脂製の管にあつては、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第六号ニ（ロ）に定める基準に適合するものに限ることとし、合成樹脂製の管を接続するものの管継手にあつては、同号ホ（ロ）に規定する消防庁長官が定める基準に適合するものに限ることとする。

第十条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ 鋼製の管、管継手及びバルブ類等は、地上に設置されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 防護構造物内に設けられるとき。

(2) 寒冷の度の著しい地域にあつて、外面の腐食を防止するための措置及び漏水を点検することができ、きる措置を講ずる場合であつて、市町村長等が適当と認めたととき。

(3) 合成樹脂製の管と接続する場合において、外面の腐食を防止するための措置を講じたときであつて、市町村長等が適当と認めたととき。

第十条第一項第二号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 合成樹脂製の管及び管継手は、火災の熱等の影響を受けないように設置されていること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）新旧対照条文
 ○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（構造） 第十条（略） 一（略） 二 配管 イ 鋼製又は合成樹脂製であること。ただし、合成樹脂製の管にあつては、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第六号に定める基準に適合するものに限ることとし、合成樹脂製の管を接続するものの管継手にあつては、同号ホ（ロ）に規定する消防庁長官が定める基準に適合するものに限ることとする。 ロ 鋼製の管、管継手及びバルブ類等は、地上に設置されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 防護構造物内に設けられるとき。 (2) 寒冷の度の著しい地域にあつて、外面の腐食を防止するための措置及び漏水を点検することができる措置を講ずる場合であつて、市町村長等が適当と認めるとき。 (3) 合成樹脂製の管と接続する場合において、外面の腐食を防止するための措置を講じたときであつて、市町村長等が適当と認めるとき。 ハ 合成樹脂製の管及び管継手は、火災の熱等の影</p>	<p>（構造） 第十条（略） 一（略） 二 配管 イ 鋼製であること。 ロ 地上に設置されていること。ただし、防護構造物内に設けられるとき、又は寒冷の度の著しい地域にあつて、外面の腐食を防止するための措置及び漏水を点検することができる措置を講ずる場合であつて、市町村長等が適当と認めるときは、この限りでない。</p>

2
3
4
三
（略）
（略）

ニ| 響を受けないように設置されていること。
当該地方の気候等の条件を考慮して、必要な凍
結防止措置が講じられていること。

2
3
4
三
（略）
（略）

ハ| 当該地方の気候等の条件を考慮して、必要な凍
結防止措置が講じられていること。

○消防庁告示第 号

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）第十五条第三項の規定に基づき、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和五十一年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年 月 日

消防庁長官 坂本 森男

第三号（一）ア中「漏洩」を「漏えい」に改め、同号（二）カ中「配管」を「鋼製の配管（合成樹脂製の管と接続する場合を除く。）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件

○特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和五十一年消防庁告示第八号）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 総合点検の実施方法</p> <p>（一） 防止堤</p> <p>ア 防止堤内に流出油等が堤外に漏えいするおそれがないかどうかを確認すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>（二） 消火用屋外給水施設</p> <p>ア、オ（略）</p> <p>カ 寒冷の度の著しい地域にあつて、鋼製の配管（合成樹脂製の管と接続する場合を除く。）を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかどうかを確認すること。</p> <p>（三）（略）</p>	<p>特定事業者は、特定防災施設等（代替施設等を含む。）に対する外観点検、機能点検及び総合点検を、それぞれ一年に一回以上、次の方法により実施するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 総合点検の実施方法</p> <p>（一） 防止堤</p> <p>ア 防止堤内に流出油等が堤外に漏洩するおそれがないかどうかを確認すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>（二） 消火用屋外給水施設</p> <p>ア、オ（略）</p> <p>カ 寒冷の度の著しい地域にあつて、配管を地下に設置するものにあつては、漏水を検知できる計器等により、漏水がないかどうかを確認すること。</p> <p>（三）（略）</p>